

幼児の供述心理（その一）

池田義徳

つぎに幼児の心理的発達段階を概観すると、

(1) ④ 知覚の発達について幼児はすべての事物を人間の相貌においてもとらえようとするところに特徴がある。自我体制の未分化から生きのものと無生物とを区別することができない。ピアジーは次の四期に区分した。

第一期は四—六歳の時期ですべてのものを生命ある意識あるものとして考える。

第二期は六—七歳の時期で動くものはすべて精神をもったものと理解される。

第三期は八—十歳の時期で、自分の力で動くものと、他の力で動くものとの間に本質的な区別ができる。

第四期は十歳以後で植物と動物または動物のみを、意識をもつたものと理解する時期。

⑤ 空間知覚としての位置、距離と遠近、形の弁別力は四歳頃から発達するといわれる。とくに三—五歳頃までは色に多く反応し、六歳以後は形に反応する傾向がある。同形同大の重量の

異なる二物体の弁別能力は六—十歳頃までに、色の濃淡は八—十七歳頃まで発達する。

(2) 時間知覚は八歳頃を基準にして、それ以下の幼児は等時性の觀念がなく、時間と速さとの反比例関係も判つていないから時間測定はきわめてむずかしい。

(3) 再認による記憶は三—四歳頃から顯著に、三歳以前は主として具体的な形のあるものに限られ、それになると抽象的な無形の事柄が記憶痕跡の場に入り、四歳になると分化は著しい。また特に幼児の想像性は現実との未分化性と判断の未分化性とから典型的な想像生活時代ともいえる。さらに学童期は直接記憶の著しい発達、青年期になって論理的記憶へ発達する。

幼児の思考判断の特性は自己中心的思考で、いわゆるその場限りで意識化の困難性、客観的な関係判断の欠如、統一や連関のない混淆性にある。そして論理的思考への発達過程は第一段階六—八歳以前で、いわゆる未分化的融合的であつて知覚、情緒と不可分に結合し、時間・空間を超えて前提から結論を導

あ出でる」とがやきない。第二段階六一八歳より十一十三歳まで、はじめて論理的思考の可能、しかし情緒的色彩が強い。第三段階は十一十三歳以後で、主觀から離れ客觀的に推理しらる青年期に。

(4) 知能については、大体十一歳一二歳頃まで直線的に上昇、その後の上昇はやや緩慢となり十八歳頃頂点に達するといわれている。知能の発達には著しい個人差があり、知能検査により知能率は比較的恒常であるといわれ、満一歳からでも実施可能である。

幼児は、知能の発達段階に応じた範囲内の事柄であれば容易に理解し答えることができる。ただ関連と秩序のある叙述をすることが非常に難しいし、また用語の上でも精確な呼称を知らない。しかしながら構造の事項については、十分適切な、かつ非常に重要な答が期待できるものである。もしこれを誤れば当然困惑し、混乱して黙ってしまうか、間違った答しか得られず、極度に非目的な緊張を作り出すだけである。それだからといって幼児に弁識能力がないとして、その幼児が「証言能力」を欠くと速断してはならない。子どもの供述能力には著しい差異があるけれども、誰一人として供述無能という者は実験結果からもない。ただある

特定条件においては、供述無能を意味するにあらず、一般的に供述無能であることを意味しない。子どもの平均的供述有能性という大胆な概念を作つてみると、それは批判能力 ($r=0.65$)、綜合能力 ($r=0.59$)、言語熟練 ($r=0.58$)、学業能力 ($r=0.51$) と、積極的相関関係がある。では子どもが何歳から供述能力があるかは個別、具体的な問題で、レデニッヒは三歳六ヶ月の幼児から、ミュラー・ヘスとナウは一九三〇年に三歳と四歳の子どもからと記録している。今日多くの意見によれば、有利な事情の下では「11歳ないし四歳の幼児」でも、信用性のある供述ができるとやれている (Ehrhardt und Villinger, 315' 回顧 Nau 1962, Geisler 1959, 22)。

II 供述の信憑性

「供述（証拠）の信憑性」はもとより「証言能力」と異なるもので、ともに個人に関する個別具体的な事柄ではあるが、証言能力は、個人の証人としての資格の問題であり、供述の信憑性は、証言能力の認定の場合に比し、より一層具体的・個別的に事案に即して、供述者の能力、人柄、立場、利害関係、供述態度、供述内容、その他諸般の事情により決定される証拠価値の問題（人にについていえば、その人の信用性・正直さ、供述内容についていえ

ば、その真実性・正確さ)である。このように両者には観念上判然たる区別があるが、現実には、ともに自由心証主義をとり、デリケートに相互に作用しあうことになつて一般抽象論をすることは、あまり意味のあることではない。アメリカ法の下でも「許容性」(admissibility)と「適格性」(competency)と「信憑性」(credibility)とは、とかく混同されがちであるが、厳格な意味では区別すべきであろう。

幼児・年少者の供述についても、もちろん証言能力とともに、その信憑性が吟味されなければならない。そこで一般に成人の供述に比して信憑性が薄いという科学的・法則的なものはない。場合によつては幼児の供述のほうが信憑性の高いこともある。リッ

マン(一九〇五年)は「法律家のための心理学提要」の中で次のように詳述している。「事情によつては幼児供述の方が成人供述よりも信用できることを、見逃してはならない。幼児は往々或る種の出来事につき、成人よりも平静な観察者である。たとえば幼児は無関係の傍聴者兼傍観者として、一人の大人の論争に居合わせる時、事件がもつ本来のより深い意味を理解できず、論争の情動強調にまぎ込まれない。それでこの際の幼児の知覚と追想は、他から影響されない間は、成人よりも客観的である。というのは幼児は、事情によつてはこのような出来事にさいし、成人の

目撃証人ならば誰もが偏頗にならずにいられないような場面に出合つても、向背をいすれにも決めないからである」と。「しかし他面、幼児証人の尋問とその供述評価にさいしては、特別に用心するのが適當である」ともいっている。要は幼児の供述を事實認定の資料とする場合、その信憑性を弱める危険性の側に充分注意し、もつて判断決定に慎重を期する態度がより望ましく肝要であろう。

以下本判決および従来の判例をみると、その内容はかなり幅広く漠然たるを免れえないが、自らの実験結果からも併せて一般化し得ると思われる主要な基礎的資料を摘要記する。

(1) 供述心理学的問診 供述真否判断の手段として最も有効な科学的方法は問診である。つまり積極的判断基準に合うような標識を供述自体の中に発見できる問診が最良の尋問方法である。それには問答法と報告法がある。両者はどんな概括的なものでも多少の暗示性を含んでいるが、それぞれには長短があつてその程度は問い合わせの方式如何によって著しい相違がある。いわゆる前者は発問を個別的・具体的に用いる場合で、問診者の知りたいと思う任意の事項についての供述を得る利便はあるが、間にふくまれる暗示性からくる供述の錯誤を十分排除することができない。しかるに

概説的・抽象的任意に述べるのが後者で、ただ不必要的事項についての冗長な供述を我慢して聽かなければならない欠点と、当該

必要事項が供述者の任意報告から往々に至るという結果から事実上問答法が多く用いられるのもやむをえないことになる。

ただ、その問答法の使用に当つては、常に暗示性の影響を念頭において、できるかぎり問式を工夫すべきである。つまり重要な事項については、報告法を主とし、問答法はただ補完的に用いるこ

とが肝要である。シェテルンやリップマンは欠点ある質問として暗示質問、とくに誘導尋問を、これは供述の信憑性を甚しく危くするものであると指摘している。

問診に際し、何よりも重要なことは、問診者と被問診者とのラポートを作り出すことである。人間はどんな事情の下においても、面接者が明らかに何も知らず何も理解していない事項については語り合うのを躊躇するものである。したがつて稔り多い問診の基礎は信頼である。しかし信頼は、説得や作為で得られるものではない。それは信頼に値する態度から自然に生まれる果実である。そして信頼に値するための前提是理解と誠実である。問診者の役目意識、偽りの威光をかさに着て自分はどんな不真実でも見抜けるという態度こそ、被問診者の歪んだ心的状況と極度に非合目的的な情動緊張とを作り出すのみであることを充分留意すべき

である。

そして理解と誠実は意志疎通を前提とする。意志疎通の最も重要な手段は言葉である。この言葉は話し相手が使いなれていて、しかも双方が話せる言葉（単語）が必要である。供述者の知能程度に応じ、それにふさわしい事項について、ふさわしい問診方法により、答を求めるようになることが重要である。

(2) 供述者の属性 知覚、記憶に関連して注意を完全に奪うも

のは、副次的・無関係などと考える所与物よりも良好・明瞭・強烈に知覚されるものである。特別注意を惹く所与物とは、何らかの形で個人的重要性あるもの、つまり何らかの方法で欲求・努力・願望・希望・危惧しているもの、実存的に「特徴ある」もの、何か「重要な関係ある」もの、内面の中心域に「触れる」ものである。

人間の知覚生活を支配する法則的なものの中、供述との関連で特に重要なのは、「簡明化傾向」と「常態化傾向」である。これは、体験したことを主観的範疇として「類型的なもの」・「蓋然性のあるもの」・「意味深いもの」・「予期するもの」の意味に体験する人間共通の傾向である。また記憶としての追憶は時間的経過とともに「薄らぐ」ことは、一般的通則で、量的にも質的にも変化す

る。それは「簡明化」「常態化」の傾向としての記憶の虚隙を補完する。そこに供述誤謬が胚胎するともいえる。この記憶消失現象は、その現在量全体につき均一に生じるわけではなく、とくに強い感情と結びついた体験は、すべてこびりついて離れないのが普通である。とくに幼児は個々の出来事の順序を精確に述べることは全く困難であり、時間的関係の供述も不確実なことが多く、事件の場面々々の持続時間は特にそうである。

犯人の外見についての人物描写は往々不完全、不正確であり、

証人が数人いる場合には互に矛盾することが多い。また感じで体

験される全体の質と客観的個別事項とを区別すべきで、全体の質は人物体験においても主導的であるように、人物描写は全体の質において正しくとも、個別事項においては間違っていることが多い。そのような場合でも、全体の質に充分の特殊性と特徴性が具つていさえすれば信用できる。色彩に關する供述はとくに信憑力に乏しいことは世界的通則である。それよりむしろ形状の方に確実性が多く、年齢・身長もあまり信頼できない。したがって証人が犯人を再認しなくとも犯人でない可能性があるだけで、犯人でないと断定はできない。それは客観的、即事的、個別の体験の主導か、或は感情的な全体印象が体験を主導しているかによる。それ故選択面通しの状況は、心理学的に充分審究しなければ

ならない。

幼児の反応は當為即答的におこなわるのが普通で、そして客観的事実に關係なく、同種の事項について同一の答を反覆する固執傾向が強いことと相まって語りも貧弱で、言葉で精確に現わす適當な表現を知らない。さらには幼児の主觀的思考に加え、供述に空想・想像性に富むものである。つまり現実の体験からはその素材を汲み取るだけでその主題も意味内容も汲み取らないような「全く空想的な創作」が起ることさえ、計算に入れねばならない。

(3) 供述態度 幼児においては、真実への良心と、虚偽供述のもたらす影響の範囲の洞察とが、あまり発達していない。そして虚言する動機の可能性の範囲も小さい。強いていえば、自分自身を保全しようとの、また家族を刑罰その他の苛酷な不利益から保全しようとの願望である。虚言の頻度は当該人間の置かれた社会的状況に非常に強く左右されるものであり、パーソナリティに重大な関係をもつものである。

実際子どもは社会的にも無経験であり、はつきり特定した利益を追求できる場として、つながりのある生活領域の数も、まだ少ないところから、客観的事実を忠実に述べるつもりで誠実になされた供述であっても、知らない間に自己の内因的な主觀が混入す

る原理から、そこには多くの誤謬を含むことは疑いをいれない。

したがつて客観的に同一な対象をほぼ同一の条件のもとに観察し

た数人の証人といえども、その各証言は重要な部分についてさ

え、しばしば不一致をきたすことになる。こういう不一致のある

ことがむしろ当然の現象で、完全な一致はかえって虚偽的作為であることが多いと、いうことを強調しなければならない。次に供述

活動中の表出現象即ち顔面表情の現象・身振り表情の現象、発言表情の現象に注目すべきである。レオン・ハルトは種々の論文において、供述者の態度に影響を与えた、それによつて受け入れられた

反応を心理学的に評価できることに注意を促している。純粹に解すれば唯一の虚言徵候といふものは存在せず、ただ不安定、緊張、認識の諸現象が存在するだけであるということである。また、より深い人格層に帰属する音響像、いわゆる发声は、真実の場合にはより自由で無理がなく、よい響きで、抑揚に富むのが常で、声はより力強く新鮮で、呼吸はスムーズである。不真実な場合に

は声が圧しつけられ、音の高さと声の強さは、精彩がなく、弱々しいかまたは作的に上ずつてある。呼吸は詰つたりとぎれたりして、发声が時により低くなつたり、かん高くなつたりする。

最後に用語の問題で、供述が、描写形式と言葉使いにおいて、供述者の年齢・知能水準・教養程度に符合するかどうかである。こ

むすび

以上基本的考察をしてきた通り、これが裁判問題に關し、調査者の期待に添う腹蔵のない眞実に符合する供述が結局得られるという意味での成功がもたらされるかどうかは、もちろん不確定ではあるが、それでもこの努力が、心理学者の任務が無駄になることはほんとしない。むしろ今日その心理学的能力を要求拡大されきていている。つまり心理学者はできるだけ眞実解明の科学的採証に協力すべく追加的に命ぜられているものと考えられる。将来科学的採証法則が確立され、その拘束下に自然法則的な確実度で裁判の事実認定が行なわれることになるかも知れないが。

刑事訴訟法における専門家の活動の成果は、もはや信用できな供述をそれとして立証して無実の者が有罪とされる危険を防ぐだけにあるのではなく、すんで告訴の内容が眞実であることをも立証できことが多いであろう。そしてそれにより、一方では、不法を加えられて犯罪の被害者となり、犯罪につき眞実の供述をする者が信用されて正当な権利を獲得するのに寄与し、他方では、罪ある者が当然の刑を受け贖罪と矯正に服させられるに寄与するであろう。(おわり)